

第3節 審 査

1 不当労働行為事件審査

(1) 概 況

令和2年に、当委員会が取り扱った不当労働行為審査事件は2件だった。
最近10年間の年別取扱件数は下表のとおりである。

年別事件取扱件数表

(注) 下段の数字は実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

区分 \ 年	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
	申立件数	3	2	2	1	5	3	1	0	0
取扱件数	15	6	3	3	7	4	2	0	0	2
	12	4	1	2	2	1	1	0	0	0

(2) 審査の期間の目標の達成状況

ア 審査期間の目標

当委員会では、不当労働行為事件の審査期間の目標を次のとおり定めている。

「1年2箇月とする。ただし、団交拒否事件については、早期終結に努めるものとする。」

イ 審査に要した期間

当委員会が令和2年に取り扱った不当労働行為事件のうち、同年内に終結した件数は1件であり、その審査に要した期間等は次のとおりであった。

事 件 番 号	終結状況	申 立 日 終 結 日	審査日数 審査期間
令和2年(不)第1号	取下げ	令和2年2月20日 令和2年7月28日	160日 (約5箇月)

※事件の概要については、(3) 取扱事件一覧表に記載している。

ウ 目標の達成状況

上記(ア)のとおり、令和2年に取り扱った事件は、目標期間内に終結した。

(3) 取扱事件一覧表

(令和2年12月31日現在)

事件番号		令和2年(不)第1号	令和2年(不)第2号
申立人	名称	X	Z労働組合O支部
	組合員数	—	30人
	合同労組	非該当	該当
	上部団体 (所属組合)	J労働組合	Z労働組合
被申立人	名称	株式会社S	F株式会社
	従業員数	80人	150人
	業種	製造業	運輸業
事件発生日		令和2年1月10日	令和元年11月25日
申立日		令和2年2月20日	令和2年6月3日
該当条項		労組法第7条第1号	労組法第7条第2号
原因		不利益取扱い	団体交渉拒否
審査委員		吉田 和宏	奥田 香子
参与委員		池内 正博(労)	辻 喜則(労)
		北川 益造(使)	吉田 郁雄(使) 9月30日まで 北川 益造(使) 10月1日から
代理人数		(申立人側) 0 (被申立人側) 2	(申立人側) 1 (被申立人側) 2
補佐人数		(申立人側) 0 (被申立人側) 0	(申立人側) 1 (被申立人側) 2
調査回数		2	4
審問回数		0	0
証人数		(申立人側) 0 (被申立人側) 0	(申立人側) 0 (被申立人側) 0
証拠数		(申立人側) 4 (被申立人側) 2	(申立人側) 14 (被申立人側) 21
審査計画による 命令交付予定日		—	—
終結日		令和2年7月28日	—
終結内容		取下げ	—

(4) 事件の概要

令和2年(不)第1号事件

- 1 申立人 X
- 2 被申立人 株式会社S
- 3 申立ての概要

申立書等によると、申立人は、平成29年7月頃に職場でのパワーハラスメントを原因とする適応障害を発症し、以後、被申立人が従業員向けに設置した「メンタルヘルスサポート室」を度々利用してきた。その後、申立人は、平成30年11月19日に労働組合に加入し、労働組合と被申立人は、申立人の未払い残業代の支払い、パワーハラスメントおよび長時間労働の対応について3回団体交渉を行ったが合意に至らず、令和元年9月5日、申立人は、未払い残業代の支払いを求める訴訟を提起した。このような経過の中、令和2年1月10日、申立人が被申立人に対して「メンタルヘルスサポート室」の利用申請を行ったところ、被申立人はこれに応じなかった。申立人は、労働組合に加入する前には同室を利用できていたことから、被申立人の対応は、申立人が労働組合に加入したことの故をもって、同室の担当者との接触を妨害し、申立人を孤立させることで自主退職に追い込むために行われたものであると考え、同年2月20日、当委員会に対して救済申立てを行った。

- 4 請求する救済内容
 - (1) 「メンタルヘルスサポート室」の利用
 - (2) 謝罪文書の交付および掲出

- 5 該当条項
労働組合法第7条第1号

- 6 申立日
令和2年2月20日

- 7 終結日および結果
令和2年7月28日 取下げ

- 8 委員会の処置

申立てを受けた当委員会は、直ちに調査開始を決定するとともに、審査委員に吉田和宏会長を選任した。また、池内正博労働者委員および北川益造使用者委員から参与の申出があった。

令和2年3月13日に被申立人から、本件申立ての棄却を求める答弁書の提出があった。

同年3月23日に審査委員および参与委員によって行われた委員協議において、申立人に対する求釈明事項が検討され、文書による釈明を求めることとされた。

その後、第1回調査は、新型コロナウイルス感染拡大の緊急事態宣言の発出による延期を経て、同年6月10日に、当委員会室において両参与委員に出席を求めて実施され、両当事者の主張の確認、整理が行われた。

令和2年7月28日の第2回調査においても引き続き両当事者の主張の確認、整理が行われたが、申立人から訴訟および不当労働行為事件審査が係属する中、被申立人側が設置する「メンタルヘルスサポート室」への相談内容の秘密が守られるとは思えず、同室を利用する理由は失われたとして、申立てが取り下げられた。

令和2年（不）第2号事件

1 申立人 Z労働組合O支部

2 被申立人 F株式会社

3 申立ての概要

申立書によると、申立人は令和元年11月に開催された団体交渉において、新賃金について団体交渉を要求したが明確な回答がなく、その後、令和2年2月に再度新賃金について団体交渉を要求したが、文書による回答だけであり、団体交渉は開催されなかった。そこで申立人は、再三にわたり団体交渉の開催を促したが、交渉は開催されなかったため、新賃金問題について団体交渉の開催を求めて、同年6月3日、当委員会に対して救済申立てを行った。

4 請求する救済内容

会社は誠意をもって団体交渉に応じること

5 該当条項

労働組合法第7条第2号

6 申立日

令和2年6月3日

7 終結日および結果

係属中

8 委員会の処置

申立てを受けた当委員会は、直ちに調査開始を決定するとともに、審査委員に奥田香子委員を選任した。また、辻喜則労働者委員および吉田郁雄使用者委員から参与の申出があった。

令和2年6月29日に被申立人から本件申立ての棄却を求める趣旨の答弁書の提出があった。

同年7月10日に審査委員および参与委員によって行われた第1回委員協議において、求積明事項が検討され、双方に対して文書による釈明を求めた。

調査は、当委員会室において両参与委員に出席を求めて実施され、同年8月3日に第1回調査および同年9月15日に第2回調査において、両当事者の主張の確認、整理が行われた。その後、吉田郁雄使用者委員の退任に伴い、同年10月1日付けで北川益造使用者委員から参与の申出があった。そして、同年10月21日の第3回調査および同年12月9日の第4回調査において、両当事者の主張の確認、整理が行われ、さらに争点を明確にするため、今後も引き続き調査を続けることになった。

(5) 再審査申立事件の概要

対象なし

(6) 行政訴訟事件の概要

対象なし

2 労働組合資格審査

(1) 概 況

ア 取扱状況

令和2年における労働組合資格審査の取扱件数は4件であり、内訳は、不当労働行為事件救済申立てのためが1件、法人登記のためが1件、委員推薦のためが2件で、総会の決議によるものはなかった。

不当労働行為救済申立てのためとは、労働組合が不当労働行為救済申立てを行う際に申請されるものであり、委員推薦のためとは、労働委員会の労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合から申請されるものである。法人登記のためとは、労働組合が組合財産の明確化や保護、または所得税法上の優遇措置等の効果を得るため、法人格を取得する際に申請されるものである。

また、総会の決議によるものとは、労働組合法以外の法律で資格審査が必要と定められているため、労働組合が資格審査証明を申請した場合に、総会の決議により行われるもので、具体的には労働組合が無料の職業紹介事業を行う場合（職業安定法第33条第2項）と無料の労働者供給事業を行う場合（職業安定法第45条、同法施行規則第32条）である。

年別申請理由別取扱件数表 (注) 下段の数字は実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

申請理由	年									
	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
不当労働行為	15	5	3	3	4	5	1	0	0	1
救済申立て	11	4	1	2	1	1	1	0	0	0
法人登記	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
委員推薦	7	1	6	1	7	2	8	2	4	2
	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
総会の決議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	22	6	9	4	11	7	9	2	4	4
	11	4	1	2	1	1	1	1	0	0

イ 終結状況

審査の結果、労働組合法に適合すると認められたものは3件である。

終結状況表

申請理由	結果					
	適合	不適合	取下げ	打切り	次年繰越し	計
不当労働行為	0	0	0	0	1	1
救済申立て						
法人登記	1	0	0	0	0	1
委員推薦	2	0	0	0	0	2
総会の決議	0	0	0	0	0	0
計	3	0	0	0	1	4

(2) 資格審査一覧表

(注) 従業員数および組合員数は、資格審査申請時点の数字である。

番号	労働組合名	従業員数	組合員数	申請理由	申請年月日	決定年月日	結果
2 ・ 1	日本労働組合総連合会 滋賀県連合会	—	66,315	法人登記	2. 1. 8	2. 3.27	適合
2 ・ 2	近江ベルベット労働組合	42	30	委員推薦	2. 1.30	2. 2.14	適合
2 ・ 3	Z地域合同労働組合O支部	※	30	不当労働行為 救済申立て	2. 5.20	—	係属中
2 ・ 4	ショット日本労働組合	220	115	委員推薦	2. 8. 3	2. 8.17	適合

※は、合同労組であり、従業員数は把握されていない。